

医療費助成事務の情報連携に伴う「特定個人情報保護評価書(素案)」策定 にかかる意見募集(パブリックコメント)について

■特定個人情報保護評価とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)により、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報(特定個人情報)を保有する事務については、特定個人情報の保有・利用に伴って生じるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置等を、特定個人情報保護評価書により公表することとされている。この一連の手続きを「特定個人情報保護評価」と呼び、番号法第28条に規定されている。

また、同条では、公表前に評価書案に対して市民からの意見募集を行わなければならないと規定されている。

特定個人情報保護評価書について

- (1) 評価書名:医療費助成制度に関する事務 全項目評価書
- (2) 評価実施機関:神戸市長
- (3) 評価書の項目一覧

【I.基本事項】

特定個人情報保護評価の対象となる事務の名称及び内容、当該事務において使用するシステムの名称及び機能、当該事務において使用する特定個人情報ファイルを保有する必要性、等について記載。

【II.特定個人情報ファイルの概要】

特定個人情報ファイルに記録される対象人数・記録される項目・使用者数、特定個人情報ファイルの委託の有無等を記載。

【III.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策】

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス(情報の入手、使用、委託、提供・移転、保管・消去)において想定されるリスクへの対策について記載。

【IV. その他のリスク対策】

Ⅲに記載するリスク対策以外のリスク対策（監査、職員に対する教育・啓発）について記載。

【V. 開示請求、問合せ】

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載。

【VI. 評価実施手続き】

市民からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載。

評価書を更新した際、更新日や更新内容を記載。